

株式会社管理システム

煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度、ばい煙量又はばい煙濃度に関数する事項

■排ガス中のダイオキシン類濃度

※1 酸素12%換算

採取位置	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口
採取した年月日	H26.7.17	H27.1.14	H27.7.30	H28.1.20	H28.7.6	H28.11.30
測定結果が得られた年月日	H26.8.9	H27.2.18	H27.9.4	H28.2.17	H28.8.2	H29.2.8
①ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³ N)	0.28	0.57	0.44	0.35	0.47	0.51

■排ガス中のばい煙濃度

※1 酸素12%換算

採取位置	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口	煙突測定口
採取した年月日	H26.7.17	H27.1.14	H27.7.30	H28.1.20	H28.7.6	H29.1.18
測定結果が得られた年月日	H26.8.8	H27.1.27	H27.8.31	H28.2.2	H28.7.26	H29.1.25
②ばいじん(※1) g/m ³ N	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.0051
③硫黄酸化物 cm ³ /m ³ N	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	3未満
④窒素酸化物 (※1) cm ³ /m ³ N	57	51	9	42	56	90
⑤塩化水素 (※1) mg/m ³ N	16	23	24	17	11	14

環境汚染防止に関する協定基準

①排出ガス中のダイオキシン類の濃度は4ng-TEQ/m³N以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする

②排出ガス中のばいじんの濃度は0.12g/m³N以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする

③排出ガス中の硫黄酸化物の濃度は7.31m³N/H以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする

④排出ガス中の窒素酸化物の濃度は250ppm以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする

⑤排出ガス中の塩化水素の濃度は560mg/m³N以下とし、その測定頻度は6月を超えない範囲で1回とする